住所　神奈川県大和市柳橋５丁目12番地11
　アルナルド・ヒサシ・スガワラ　昭和49年２月６日生
　マリルサ・マリコ・アソウ・スガワラ　昭和46年10月12日生
　アリサ・スガワラ　平成16年８月20日生
　カレン・スガワラ　平成19年４月24日生
住所　京都市南区久世大藪町28番地
　李光倫　昭和58年８月18日生
住所　京都市南区上鳥羽清井町75番地９
　尹雅俊　昭和61年10月２日生
住所　京都府八幡市橋本平野山65番地１
　関勁国　平成元年９月23日生
住所　京都府木津川市兜台１丁目２番地
　林小秋　昭和58年９月20日生
住所　大阪府東大阪市荒本北１丁目３番10―703号
　玄京子　昭和34年８月12日生
　金舞依　昭和56年12月２日生
　金佐江　昭和62年１月４日生
　金利久　平成６年５月８日生
住所　兵庫県淡路市生穂1641番地１
　金理恵　昭和59年６月８日生
住所　大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目１番16―１号
　崔玉南　昭和28年９月22日生
住所　大阪市北区東天満２丁目２番18―801号
　高基彰　平成元年６月13日生
住所　大阪府豊中市服部本町４丁目１番10―410号
　金泰佑　昭和55年７月31日生
住所　大阪市福島区野田２丁目20番20号
　張永純　昭和48年８月30日生
住所　大阪市東淀川区東淡路１丁目４番１―712号
　李強　昭和56年６月13日生
　李愛玉　平成17年５月５日生
住所　大阪府岸和田市小松里町1153番地２
　許順寧　昭和６年３月７日生
住所　大阪市西成区長橋２丁目６番19号
　朴哲秀　昭和53年７月20日生
住所　堺市北区百舌鳥本町１丁61番地２
　于寧　昭和56年10月20日生
住所　大阪府茨木市玉瀬町32番１号
　楊秋齢　昭和23年10月27日生
住所　大阪市旭区大宮４丁目20番14―101号
　楊春齢　昭和27年３月15日生
住所　大阪市旭区新森７丁目８番30―906号
　楊節弟　昭和28年３月22日生
住所　大阪市生野区勝山南１丁目15番14号
　李斗玉　昭和34年３月24日生
住所　大阪市浪速区大国３丁目９番23―405号
　林鴻嬌　昭和58年７月15日生
住所　大阪市生野区生野東３丁目９番27号
　金姫淑　昭和38年９月15日生
　李自渡　平成２年12月22日生
　李康平　平成７年１月14日生
住所　東京都豊島区駒込６丁目34番９号
　朴誠一　昭和44年３月18日生
住所　東京都江戸川区西葛西５丁目２番10号
　崔喆　平成３年８月14日生
住所　千葉県市川市菅野６丁目17番６号
　金海冬　平成５年３月27日生
住所　愛知県稲沢市六角堂東町４丁目１番地９
　朴洋子　昭和19年９月19日生
住所　愛知県春日井市神領町北１丁目236番地
　金戊烈　昭和43年11月14日生
　権由実子　昭和48年11月18日生
　金琴葉　平成12年10月12日生
　金翰央　平成14年４月30日生
　金百葉　平成16年３月30日生
　金柚葉　平成19年10月１日生
住所　愛知県愛知郡東郷町北山台１丁目６番地１
　賓廷元　昭和50年４月11日生
住所　愛知県刈谷市大手町４丁目34番地１
　李時誠　昭和59年８月24日生
住所　愛知県岡崎市城南町２丁目11番地11
　孫彦学　昭和37年10月20日生
　王鋭　昭和40年７月25日生
　孫宇嫕　平成２年７月３日生
住所　愛知県清須市春日落合681番地
　シリポン・ササノ　昭和43年11月５日生
　カンティカ・カオゲーウ　平成３年５月１日生
住所　愛知県春日井市堀ノ内町北１丁目59番地
　李和子　昭和37年５月５日生
　李雄一　昭和57年10月29日生
住所　愛知県豊田市東新町１丁目40番地10
　禹由美　昭和40年３月10日生
　朴桂麻　昭和62年８月14日生
　朴里歩　平成９年10月16日生

○文部科学省告示第二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十日　　文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	保護団体
花輪祭の屋台行事	秋田県鹿角市	花輪ばやし祭典委員会
松例祭の大松明行事	山形県鶴岡市	松例祭保存会
和合の念仏踊	長野県下伊那郡阿南町	和合念佛踊り保存会
生里のモモテ	香川県三豊市	生里ももて祭保存会
大田村の三番叟（寿古踊・沖踊・黒丸踊）	長崎県大村市	寿古踊保存会、沖田踊保存会、黒丸踊保存会

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十日　　文部科学大臣　下村　博文

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
越前和紙の製作用具二五及び三製品点	製作用具　一九三一点 製品　五九一二点	越前市	〒九一五―〇八六一　福井県越前市府中一丁目七番地

○文部科学省告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項の規定により、平成二十六年二月二十四日付けをもつて次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録したので、同条第三項において準用する同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十日　　文部科学大臣　下村　博文

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
秋田南外の仕事着　三四一点	仕事着　三四一点	大仙市	〒〇一四―〇〇一一　秋田県大仙市大曲花園町一番地一号
常陸大子のコンニャク及び加工用具　四六点	栽培用具　八点 加工用具　六一五点	大子町	〒三一九―四三〇一　茨城県久慈郡大子町大字大子六番地
北木島の石工用具　一九九点	石工用具　一九九点	笠岡市	〒七一四―〇〇六一　岡山県笠岡市中央町一番地
製品かがわの手袋製作用具七二及び二点	製作用具　五〇二点 製品　二九点	日本手袋工業組合	〒一六一―〇〇〇一　香川県東かがわ市湊一八〇番地一